

## 成田市制施行 70 周年記念事業実施計画(案)



人をつな繋ぐ 歴史をつな繋ぐ 未来へつな繋ぐ みんなの成田

令和5年8月23日

成田市制施行 70 周年記念事業実行委員会

## はじめに

成田市は令和6年3月31日に、市の誕生から 70 周年という大きな節目を迎えます。

この節目の年を、市民と共に祝う記念事業を開催するとともに、市のさらなる発展を図る契機とするため、「成田市制施行 70 周年記念事業実行委員会」を設立し、市制施行 70 周年記念事業の実施に向けた検討を行ってまいりました。

この実施計画においては、検討内容を踏まえ、事業を効果的に進めるための考え方や方法、事業の構成等について示し、令和 6 年中における取組を推進していくものとします。

これまでの本市の歩みを振り返りながら、成田の魅力を再認識し、改めて郷土に対する愛着や誇りを育む機会となるよう、そして、更なる機能強化が進められる成田空港と共に、大いなる飛躍が期待される本市において、全ての人々がお互いを支え合い、自分らしく生き生きとした人生を送ることができる共生社会を実現し、次代を担う子どもたちが夢や希望を持って未来へと羽ばたく「輝かしいまち NARITA」へと発展するための契機となるよう、市民と共に事業に取り組んでまいります。

# 目次

第1章 事業推進の基本的事項 .....	3
第2章 事業の概要.....	5
参考資料.....	8
資料1 成田市制施行 70 周年記念事業実行委員会設置要綱	
資料2 成田市制施行 70 周年記念事業基本方針	
資料3 成田市制施行 70 周年記念事業基本テーマ募集要項	
資料4 成田市制施行 70 周年記念協賛事業の取扱いについて	

# 第1章 事業推進の基本的事項

## 1. 事業推進にあたって

市制施行 70 周年記念事業基本方針(以下「基本方針」という。)において、基本理念を次のとおり定めております。

### ■ 基本理念

令和 6 年 3 月 31 日、成田市は市制施行 70 周年を迎える。

この節目の年に、これまでの本市の歩みを振り返りながら、成田の魅力を再認識し、改めて郷土に対する愛着や誇りを育む機会とするため記念事業を実施する。そして、更なる機能強化が進められる成田空港と共に、大いなる飛躍が期待される本市において、全ての人々がお互いを支え合い、自分らしく生き生きとした人生を送ることができる共生社会を実現し、次代を担う子どもたちが夢や希望を持って未来へと羽ばたく「輝かしいまち NARITA」へと発展するための契機とする。

事業の推進にあたっては、市制施行 70 周年を契機とし新たなステージのステップアップに向けた取り組みを行ってまいります。

## 2. 事業実施の視点

事業の実施にあたっては、次の視点に配慮しながら取り組むものとします。

### (1) 市民参加

事業そのものが市民の参加を目的とするものや、実行委員会など市民の参加・応募などにより作り上げる事業もあり、事業の広がりや波及効果、また市民へのPR力による視点を活用し、事業を推進します。

### (2) 成田らしさ

成田の地域特性を活かした事業や関連性、まちのイメージや他の自治体にはない独自の発想や特徴を考慮しながら事業展開を行っていきます。

### (3) 適時性

基本方針との整合性を図るとともに、市制施行 70 周年のタイミングに実施する意義・位置づけに配慮します。

### (4) 将来への展望

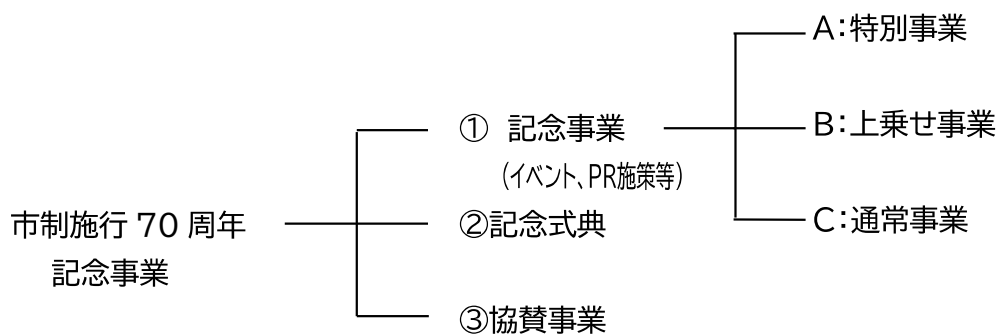
事業の内容・性質によっては、単発のものや一過性のものも考えられますが、成田の将来を見通し継続的に行う事業については、施策展開も含めた取り組みを計画的に行っていきます。



### 3. 市民参加の考え方

基本方針では、記念事業は、文化・スポーツ等のイベント開催やPR事業を行う「記念事業」、市政に功績のあった方々に対する表彰等の「記念式典」、また、市民と一緒に市制施行70周年を盛り上げていただくために、市民団体等が行う事業に対し、「成田市制施行70周年記念事業」と冠をつけて開催してもらおう「協賛事業」に区分しております。

直接的には「協賛事業」により市民と共に祝う取り組みを進めていくものですが、イベント開催などの記念事業においても、関係団体、市民、企業等との協働で、又は協力を得ながら推進していきます。



## 第2章 事業の概要

### 1. 事業内容

記念事業の内容は、市制施行70周年記念事業実施計画(案)一覧のとおりです。

市制施行70周年記念事業として特別に開催する「特別事業」、例年開催している事業に特別なことを追加して行う「上乘せ事業」、例年開催している事業に70周年記念の冠をつけて実施する「通常事業」とで構成しています。

### 2. 事業の目的別分類

市制施行70周年記念事業を推進するにあたり、「市民が盛り上がり、地域の活性化を図る事業」、「市民が楽しめるイベントを開催又は推進する事業」、「成田の情報発信を行う事業」の目的ごとに分類し、70周年を契機とした新たなステージへのステップアップに向けた取り組みを行っていきます。

#### (1) 市民が盛り上がり、地域の活性化を図る事業

市民が盛り上がり、地域の活性化を図る事業として、市民が中心となったイベントを開催し、成田のまちが盛り上がる事業を開催します。



成田山車まつり



成田太鼓祭



成田祇園祭

#### (2) 市民が楽しめるイベントを開催又は推進する事業

市民が楽しめるイベントを開催又は推進する事業として、市民が見て楽しめる、参加して楽しめる事業を開催します。



将棋名人戦 ※誘致の提案予定  
(画像:市制施行60周年事業)



写真提供: ポーイング社

【JAL×成田市】飛行機の聖地！  
ポーイング社エバレット工場に行く  
3泊5日アメリカツアー(仮称)



写真提供: 公益財団法人 NHK交響楽団

成田市制施行70周年記念  
NHK交響楽団コンサート

### (3) 成田の情報発信を行う事業

成田の情報発信を行う事業として、成田を市内外にPRする情報発信を様々な方法で行っていきます。



市制 70 周年記念  
ふるさと納税返礼品事業



ご当地ナンバープレート交付



オリジナル フレーム切手

(画像:市制施行 60 周年事業)

### 3. 市制施行 70 周年記念式典の位置付け

市制施行 70 周年記念式典は、多数の来賓や市民に集まっていただき、成田市を対外的にPRする大きな機会であると考えます。また、市の功績のあった方々を表彰し、市史の概要紹介、市民団体による催し物を行うことにより、基本理念にもあります、これまでの本市の歩みを振り返りながら、成田の魅力を再認識し、改めて郷土に対する愛着や誇りを育む機会とします。

### 4. 協賛事業

協賛事業は、希望する市民団体等の申請により、市制施行 70 周年記念としての協賛を行う名義の使用を承認します。承認手続き、承認基準等については「協賛事業の取扱い」によるものとし、協賛内容としてはロゴマーク、基本テーマの使用承認、市ホームページ等でのPRを図り、市民の皆様と一緒に 70 周年を盛り上げていただき、広くPRに貢献していただきます。

### 5. 広報・PR

市制施行 70 周年の各種取組を効果的に実施するためには、市内外に対する積極的な広報が必要です。そのためには、令和6年が市制施行 70 周年であることを広く認知していただくとともに、市からのメッセージを各局方面において効果的な手段・手法によりそれを伝達していきます。



## 6. ロゴマーク及び基本テーマ

ロゴマーク及び基本テーマは、市制施行 70 周年を象徴するトレードマークとして、市制施行 70 周年記念事業の実施を中心に、令和 6 年中のさまざまな場面で使用していきます。今後は、市の印刷物やPRグッズに使用するほか、市以外の団体等がロゴマーク等を活用できる仕組みを用意します。

### ■ 市制施行 70 周年記念ロゴマーク

作者 <sup>せと</sup>瀬戸 <sup>きよみ</sup>清文 さん(千葉県市川市在住)



### ■ 市制施行 70 周年記念基本テーマ

作者 <sup>あらい</sup>新井 <sup>みさき</sup>美咲 さん(千葉県成田市在住、20 歳、大学生)

『人を繋ぐ 歴史を繋ぐ 未来へ繋ぐ みんなの成田』



## 参考資料

資料1 成田市制施行 70 周年記念事業実行委員会設置要綱

資料2 成田市制施行 70 周年記念事業基本方針

資料3 成田市制施行 70 周年記念事業基本テーマ募集要項

資料4 成田市制施行 70 周年記念協賛事業の取扱いについて

## 成田市制施行70周年記念事業実行委員会設置要綱

## (設置)

第1条 成田市制施行70周年記念事業（以下「事業」という。）の円滑な実施を図るため、成田市制施行70周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 実行委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事業の企画及び立案に関すること。
- (2) 事業実施のための関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 事業のPR等に関すること。
- (4) 事業の実施に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事業を実施するために必要な事項

## (組織)

第3条 実行委員会は、別表第1に掲げる委員をもって組織する。

## (会長及び副会長)

第4条 実行委員会に会長及び副会長を置き、会長は、成田市長をもって充て、副会長は、委員の同意を得て、会長が指名した者をもって充てる。

- 2 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (監事)

第5条 実行委員会の会計を監査するため、監事を置く。

- 2 監事は、委員の同意を得て、会長が指名した者をもって充てる。

## (経費)

第6条 実行委員会の経費は、成田市負担金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 実行委員会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

## (事務局)

第7条 実行委員会に関する事務を円滑に遂行するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、別表第2に掲げる部署をもって組織する。
- 3 事務局に事務局長を置き、成田市企画政策部企画政策課長をもって充てる。
- 4 事務局長は、事務局会議を主宰し、会議を総括する。
- 5 事務局長に事故があるときは、事務局長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。
- 6 事務局の事務は、成田市企画政策部企画政策課において処理する。

## (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、実行委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年3月15日から施行する。

## (失効)

- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1

実行委員会委員

成田市	成田市議会議長	成田国際空港株式会社
市長		地域共生部長
副市長	成田山新勝寺寺務長	日本航空株式会社
教育長		成田空港支店長
企画政策部長	成田商工会議所会頭	全日本空輸株式会社
総務部長		成田空港支店長
財政部長	成田市東商工会会長	ジェットスター・ジャパン株式会社
空港部長		代表取締役社長
シティプロモーション部長	一般社団法人成田市	Peach Aviation 株式会社
市民生活部長	観光協会会長	成田オペレーションサポートセンター 長
環境部長	成田市農業協同組合	スプリング・ジャパン株式会社
福祉部長	代表理事組合長	代表取締役社長
健康子ども部長	かとり農業協同組合	株式会社 ZIPAIR Tokyo
経済部長	代表理事組合長	代表取締役社長
土木部長	一般社団法人	東日本旅客鉄道株式会社
都市部長	成田青年会議所理事長	千葉支社成田駅長
水道部長	成田市区長会会長	京成電鉄株式会社
教育部長		京成成田駅長
消防長	成田地区ホテル業協会会長	千葉交通株式会社
議会事務局長		代表取締役社長
	成田市文化団体	国際医療福祉大学成田キャンパス
	連絡協議会会長	総合教育センター 特任教授
	成田市スポーツ協会会長	イオンモール株式会社
		イオンモール成田 セネラルマネージャー

別表第2

事務局

成田市		
企画政策部 企画政策課		企画政策部 秘書課
企画政策部 広報課		シティプロモーション部 観光プロモーション課
シティプロモーション部 スポーツ振興課		シティプロモーション部 文化国際課
市民生活部 市民協働課		経済部 商工課
教育部 教育指導課		教育部 生涯学習課
議会事務局		

## 成田市制施行 70 周年記念事業基本方針

### 《基本理念》

令和 6 年 3 月 31 日、成田市は市制施行 70 周年を迎える。

この節目の年に、これまでの本市の歩みを振り返りながら、成田の魅力を再認識し、改めて郷土に対する愛着や誇りを育む機会とするため記念事業を実施する。

そして、更なる機能強化が進められる成田空港と共に、大いなる飛躍が期待される本市において、全ての人々がお互いを支え合い、自分らしく生き生きとした人生を送ることができる共生社会を実現し、次代を担う子どもたちが夢や希望を持って未来へと羽ばたく「輝かしいまち NARITA」へと発展するための契機とする。

### 《基本テーマ》

記念事業を展開するための指針として基本テーマを定め、記念事業実施にあたっての方向性と性格を示すとともに、PR と市民参加の意欲高揚を図る。

『人を繋ぐ 歴史を繋ぐ 未来へ繋ぐ みんなの成田』

### 作 者

新井 美咲 さん（千葉県成田市在住、20 歳、大学生）

### 作品の説明

大人も子どもも全ての人が支え合いながら成田で暮らしていくことと、成田国際空港によって世界の人とも繋げる役割があることから「人を繋ぐ」、これまで(過去)の成田の魅力を引き継いでいくことが大切だと考え「歴史を繋ぐ」、さらに次の 10 年に向けて前進していくという意味を込めて「未来へ繋ぐ」の 3 つを並べ、70 周年の成田をみんなで作る、成田への愛着がより湧くようなキャッチフレーズをと思い「みんなの成田」としました。

### 募集作品数

806 作品（市内からの応募 182 作品）

## 《ロゴマーク》

市制施行70周年のPRと記念事業の実施に対して、親しみを感じてもらえるように、成田市観光キャラクターの「うなりくん」を活用したロゴマークを作成し、各種事業に活用する。



## 作 者

瀬戸 清文 さん (千葉県市川市)

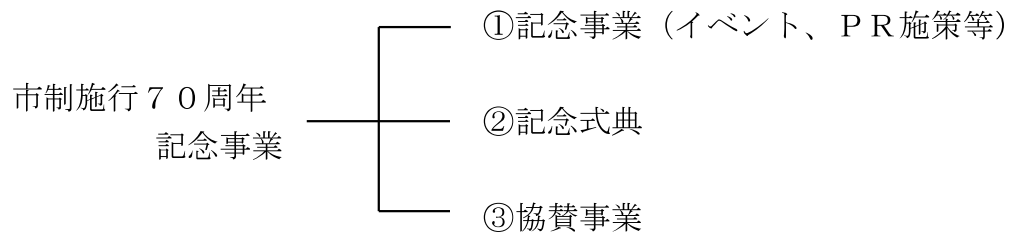
## 作品の説明

「飛躍」をテーマに、機能強化が進む成田国際空港をイメージできる、飛行機としての「うなりくん」をメインモチーフとしました。

また、70周年の「7」をより象徴的に表現するため、「7色の虹」をメインロゴの中に組み込みました。「虹」が世界との懸け橋という意味合いであると同時に、多様性や共生社会をイメージするものにもなっていることを鑑み、多くの人が訪れる成田市に相応しいモチーフとしてアピールするものです。

## 《事業》

基本理念を受けて、市民参加などによる文化・スポーツ等のイベント開催やPR事業を行う記念事業、市政に功績のあった方々に対する表彰等の記念式典、また、市民と一緒に70周年を盛り上げていただくために、市民団体等が行う事業に対し協賛事業として「成田市制施行70周年記念事業」と冠をつけて開催してもらう事業を募集する。



## 《期間》

記念事業の実施は、令和6年中とし、事業は1月～12月に実施する。

記念式典は、令和6年秋季に挙げる。

### ●事務局案

記念式典：令和6年11月2日（土）（大安）

## 成田市制施行 70 周年記念事業基本テーマ募集要項

## (募集目的)

令和 6 年 3 月 31 日に、本市は市制施行 70 周年を迎えます。この節目の年を、市民と共に祝いし、本市のさらなる飛躍・発展の契機とするため記念事業や記念式典を開催します。また、本市の魅力为全国へ発信するとともに、本事業を広く PR するため、市制施行 70 周年記念事業の基本テーマを募集することとします。

## (募集内容)

基本理念の趣旨に沿うテーマとし、市民に親しまれるもので、次の内容をイメージできるもの。

- 市制施行 70 周年をイメージできるもの。
- 成田市の魅力をイメージできるもの。

## (応募条件)

- プロ、アマチュア、年齢、国籍を問わず、誰でも応募できます。
- 未発表で自作のもの。
- 文字数は 20 文字以内とします。(句読点、記号は文字数に含めない)

## (応募方法)

- お一人様、何点でも応募できます。
- 作品の応募方法は、郵送、FAX、電子メール、インターネット回答又は持参とします。

応募先：〒286-8585

千葉県成田市花崎町 760 番地 成田市役所企画政策部企画政策課内  
成田市制施行 70 周年記念事業実行委員会事務局

FAX 0476-24-1006

E-mail [kikaku@city.narita.chiba.jp](mailto:kikaku@city.narita.chiba.jp)

## (応募特典)

応募者の中から抽選で 10 名の方によりくぬいぐるみをプレゼントいたします。

## (募集期間)

令和 5 年 4 月 1 日～4 月 28 日 (必着)

## (選考)

成田市制施行 70 周年記念事業実行委員会の選考により決定します。



(入賞作品)

最優秀賞1点 賞金2万円及び副賞

※未成年者の場合、相当額の図書カードとします。

(結果発表)

市ウェブサイト及び市広報で発表するとともに、入賞者に直接ご連絡します。

※入賞者の表彰については、令和6年11月の記念式典で行う予定です。

(個人情報)

応募者の作品、住所、氏名、電話番号等の個人情報については、本事業基本テーマ選定に関わる事務以外には使用しません。なお、入賞者の作品、氏名及び出身地(自治体名)については公表します。

(その他)

○応募に要する費用は応募者の負担とし、応募された作品については返却はいたしません。

○入賞作品に関する著作権等の一切の権利は、成田市制施行70周年記念事業実行委員会に帰属します。

○入賞作品が応募条件等に違反していたことが判明した場合、採用を取り消します。また、賞金等を返還していただきます。

○応募作品について著作権等に関わる問題が生じた場合は、全て応募者の責任となります。

○入賞作品の使用にあたり若干の変更・修正等を施すことがあります。

# 成田市制施行70周年記念

## 協賛事業の取扱いについて

### ○趣旨

成田市は、昭和29年3月31日の市制施行から、令和6年に70周年を迎えます。この記念すべき年を迎え、市民一人ひとりが豊かな自然と、先人の築き上げた歴史・文化・伝統を再認識するとともに、更なる発展と将来に向けた飛躍を誓い、共に祝う記念事業を実施いたします。

その一環として、市民や企業、各種団体等の皆様が実施するイベントなどにおいて、市民の皆様と一緒に70周年を盛り上げ、「成田市制施行70周年」を広く内外にPRしていただける事業を協賛事業として募集します。

### ○実施期間

令和6年1月1日～令和6年12月31日に実施されるイベントなど

### ○対象事業

実施期間内で実施されるイベントなどで、事業内容が上記の趣旨に沿うものを対象とします。ただし次のいずれかに該当すると認められる事業等については対象としないものとします。

- ①政治団体もしくは宗教団体のための活動
- ②営利を主たる目的としているもの
- ③その他成田市制施行70周年記念事業実行委員会が特に不相当と認めるもの

### ○協賛内容

協賛事業として承認されたイベントなどについては、次のような支援を受けることができます。なお、財政的な支援はございませんので、ご注意ください。

- ① 名義及び基本テーマ、ロゴマークの使用  
「成田市制施行70周年記念」の名義や70周年記念基本テーマ、ロゴマークを看板やポスター、パンフレット、案内通知等に使用することができます。
- ② 横断幕及びのぼり旗の使用  
啓発用の物資として「成田市制施行70周年記念」の横断幕及びのぼり旗を用意しておりますので、ご希望に応じて貸出をいたします。  
なお、数に限りがありますので、同日に2つ以上のイベントが予定されている場合は調整させていただくことがありますので、ご了承ください。
- ③ 市ホームページ等による周知  
協賛事業として承認されたイベントなどは、市ホームページ等に掲載し、周知をさせていただきます。

## ○申請方法

主催者の方は、原則としてイベントなどの開催2カ月前までに「成田市制施行70周年記念協賛事業承認申請書」(別記第1号様式)を成田市制施行70周年記念事業実行委員会事務局(成田市役所企画政策課内)までご提出ください。

成田市制施行70周年記念事業実行委員会事務局  
〒286-8585  
成田市花崎町760番地(成田市役所企画政策課内)  
TEL:0476-20-1500  
FAX:0476-24-1006  
Eメール:[kikaku@city.narita.chiba.jp](mailto:kikaku@city.narita.chiba.jp)

## ○承認手続き

申請書に基づき審査を行い、「成田市制施行70周年記念協賛事業承認(不承認)通知書」(別記第2号様式)により、申請者に結果を通知いたします。

なお、承認内容を変更又は中止する場合には、速やかにご連絡をお願いいたします。

※ 申請内容に虚偽の記載等があった場合には、承認を取り消す場合があります。また、承認の取消しにより、主催者に損害が生じた場合であっても、実行委員会及び市において賠償は負わないものとします。

## ○実施報告

主催者の方は、協賛事業が終了したのち、速やかに「成田市制施行70周年記念協賛事業実施報告書」(別記第3様式)により事業結果の報告をお願いいたします。

第1号様式

成田市制施行70周年記念協賛事業承認申請書

令和 年 月 日

成田市制施行70周年記念事業実行委員会

会 長 小 泉 一 成

申 請 者

団 体 名 \_\_\_\_\_

代 表 者 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

F A X \_\_\_\_\_

E - m a i l \_\_\_\_\_

事業名	
事業区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続(既存)
事業実施日	開催日が予定の場合は「予定」と記入してください。 令和6年 月 日 ~ 月 日( 日間)
開催場所	
事業の概要 (具体的な内容、対象、問合せ先 などをご記入ください)	
希望する協賛内容	<input type="checkbox"/> 名義使用 <input type="checkbox"/> ロゴマーク使用 <input type="checkbox"/> 横断幕( 枚)・のぼり旗( 本) <input type="checkbox"/> 市 HP 掲載
【留意事項】 ①「事業の概要」については、チラシ・パンフレット等を添付していただいても結構です。 ②横断幕は3枚、のぼり旗は30本の用意がありますが、協賛事業が重複する場合には調整させていただきます。	

成田市制施行70周年記念協賛事業承認(不承認)通知書

令和 年 月 日

様

成田市制施行70周年記念事業実行委員会  
会 長 小 泉 一 成

事業名	
事業内容等	申請書に記載のとおり
決定区分	<input type="checkbox"/> 承認する <input type="checkbox"/> 承認しない
承認しない理由	
協賛内容	<input type="checkbox"/> 名義使用 <input type="checkbox"/> ロゴマーク使用 <input type="checkbox"/> 横断幕( 枚)・のぼり旗( 本) <input type="checkbox"/> 市 HP 掲載
承認の条件	1. 申請時の事業内容に変更があった場合は、速やかに届け出てください。 2. この通知書により承認した後においても、虚偽の申請等により承認を受けたことが判明した場合は、その承認を取り消す場合があります。 3. 上記の場合において、申請者が損害を受けても実行委員会及び市は一切の賠償の責任を負いません。 4. 事業終了後は、速やかに事業結果について報告してください。 5. 啓発用の横断幕やのぼり旗は、事業終了後速やかに返却してください。

【問合せ先】

成田市制施行70周年記念事業実行委員会事務局  
(成田市役所企画政策課内)

〒286-8585 成田市花崎町760

TEL:0476-20-1500 FAX:0476-24-1006

E-mail:kikaku@city.narita.chiba.jp

成田市制施行70周年記念協賛事業実施報告書

令和 年 月 日

成田市制施行70周年記念事業実行委員会  
 会 長 小 泉 一 成

申 請 者  
 団 体 名 \_\_\_\_\_  
 代 表 者 名 \_\_\_\_\_  
 住 所 \_\_\_\_\_  
 電 話 \_\_\_\_\_  
 F A X \_\_\_\_\_  
 E - m a i l \_\_\_\_\_

事業名	
事業実施日	令和6年 月 日 ~ 月 日
開催場所	
参加者数	
実施内容	
協賛内容	<input type="checkbox"/> 名義使用 <input type="checkbox"/> ロゴマーク使用 <input type="checkbox"/> 横断幕( 枚)・のぼり旗( 本) <input type="checkbox"/> 市 HP 掲載

※記録写真等があれば添付していただきますようお願いいたします。

担当課使用欄

横断幕・のぼり旗の返却	<input type="checkbox"/> 返却済	棄損・汚損の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
-------------	------------------------------	----------	---

成田市制施行 70 周年記念事業実施計画(案)

令和 5 年 8 月 23 日

成田市制施行 70 周年記念事業実行委員会

成田市花崎町760番地

0476-20-1500(企画政策部企画政策課内)



月	日、曜日	区分			イベント等	概要	担当課
		特別	上乗せ	通常			
1月	7日(日)		○		成人式	市制70周年を迎える節目の年に、20歳を迎える若者を祝うにふさわしいゲストを招き記念行事を実施する。また、クーポンやデジタルサイネージ等、NAAとのコラボを検討中である。	生涯学習課
	上旬			○	日本中央競馬成田特別	観光振興の一環として、JRA(日本中央競馬会)が主催する「成田特別競走」の開催に合わせ、中山競馬場にて観光PRを行う。	観光プロモーション課
	21日(日)			○	環境講演会	なりた環境ネットワークとの共催で、年1回程度開催する講演会。	環境計画課
	20日(土) ・21日(日)			○	消費生活展	消費者トラブルについての基礎知識を身に付けることを目的として、ユアエルム成田店を会場に、2日間にわたりパネル展示やパンフレット等の啓発物資の配布などを行う。	商工課
	末頃～2月			○	有名アーティストによる展覧会	市制70周年を記念して、市民を中心に良質な文化芸術に触れる機会を提供するため、絵本作家で有名な(仮称)『いわむらかすお企画展』を開催する。	文化国際課
2月	8日(木)	○			NHK・新BS日本のうた(公開収録)	市制70周年を記念して、NHKの音楽番組である「新BS日本のうた」の公開収録を誘致し、観覧の公募を行う。	企画政策課
	8日(木)前後	○			ペにはるかの日さつまいもマルシェ	本市特産の日さつまいものPRを中心としたイベントを開催し、JAや市内直売所、そのほかの農業団体に参加していただき、焼き芋や農産物の販売、そのほかのPR事業を実施する。	農政課
	11日(日)			○	消防出初式	成田国際文化会館を会場として、消防隊による訓練、音楽隊による演奏、特殊消防車両の展示等を実施する。	消防総務課
	17日(土)			○	多文化交流フェスティバル	日本人住民と外国人住民が交流し、互いの文化について知識を深めるとともに、多文化共生の意識啓発・醸成を図ることを目的として、中央公民館において、体験、展示、飲食ブース等を設ける。	文化国際課
	23日(金)			○	市川團十郎監修 歌舞伎講座	成田市御案内市川團十郎白猿プロジェクトの一環として、成田市文化芸術センターを会場に歌舞伎講座を開催する。	観光プロモーション課
3月	3日(日)	○			成田市制施行70周年記念 NHK交響楽団コンサート	市制70周年記念事業として、市民を中心に優れた文化芸術に触れる機会を提供するため、日本を代表する交響楽団であるNHK交響楽団のコンサートを実施する。	文化国際課
	日程未定	○			オリジナル フレーム切手	市制70周年を記念したオリジナル フレーム切手シートを作成し、市内郵便局及び郵便局のネットショップにて販売予定。	企画政策課
4月	日程未定		○		成田太鼓祭	各都県を代表する和太鼓や日本の伝統音楽、伝統舞踊の団体が成田山新勝寺と表参道を舞台として、2日間にわたり賑やかに盛り上げる太鼓の祭典を実施する。	観光プロモーション課
	日程未定	○			第82期将棋名人戦	※本市での開催に向けて、名人戦実行委員会に誘致の提案予定。 ○名人戦対局 ○前夜祭 ○大盤解説会 ○指導対局 ○初手観戦・対局観戦	企画政策課

成田市制施行70周年記念事業実施計画(案)一覧

≪資料1-2≫

月	日、曜日	区分			イベント等	概要	担当課
		特別	上乗せ	通常			
4月	28日(日)	○			成田山車まつり	市制70周年を記念して、成田市内の山車・屋台が一堂に会し、成田山新勝寺の表参道を勇壮・華麗に引き廻す。	観光プロモーション課
5月	下旬		○		成田伝統芸能まつり 春の陣	歌舞伎公演を中心としたイベントを実施するとともに、「うなりくん15周年記念 ゆるキャラ®グランプリ2017」グランプリ獲得7周年記念 ご当地キャラ「成田詣」を同時開催し、全国の「ご当地キャラ」を多数招聘する。	観光プロモーション課
6月	1日(土)～7月7日(日)	○			関東の山車人形と成田祇園祭展	成田祇園祭の開催期間に合わせて、関東各地の祭礼で使用される山車人形の展示や特別講演会、シンポジウムを開催する。	観光プロモーション課
	中旬	○			大学ラグビー交流戦	有力大学を招致し、ラグビーの交流試合を開催するとともに、市民向けイベントを実施する。	スポーツ振興課
7月	5日～7日			○	成田祇園祭	「成田山祇園会」と、成田山周辺の町内が一体なって行われる夏祭り。成田山新勝寺の御輿と10台の山車・屋台が3日間にわたり市内を引き廻され、踊りとお囃子の競演が行われる。	観光プロモーション課
	日程未定	○			【JAL×成田市】飛行機の聖地！ボーイング社エバレット工場に行く 3泊5日アメリカツアー(仮称)	市内在住の高校生等を対象として、航空機整備を行う成田空港JAL航空機整備センターや、世界を代表する航空機メーカーであるボーイング社の航空機製造工場であるエバレット工場(アメリカ合衆国・ワシントン州)を中心とした視察ツアーを実施する。	企画政策課 (JAL)
	～8月下旬	○			プール無料開放	市内小中学生を対象に、重兵衛スポーツフィールド中台(中台運動公園)・大谷津運動公園及び大栄B&G海洋センターの各プールの無料開放を実施する。	スポーツ振興課
8月	18日～24日		○		共生社会ウィーク	スポーツを通じた共生社会推進のため、障がいの有無などに関わらず、誰もが気軽にスポーツに親しめるイベント(企画展示、ふれあいコンサート、パラスポーツ大会(ボッチャ大会等))を開催する。	スポーツ振興課
	中旬			○	中学生議会	本市の未来を担う中学生が本市の現状や将来に関する様々な事項について意見、質問等を出し合うことにより、市政に対する関心を深めるとともに、議会の仕組みや役割を体験的に学習する。	市民協働課・教育指導課
	～9月頃			○	市川團十郎歌舞伎公演	成田市御案内市川團十郎白猿プロジェクトの一環として、成田国際文化会館を会場に市川團十郎の歌舞伎公演を開催する。	観光プロモーション課
9月	中旬頃			○	玉造音楽祭	音楽を通じ、玉造地域の住民間の交流の場を創出することを目的として音楽祭を実施する。	公民館
	14日(土) ・15日(日) (予定)	○			成田伝統芸能まつり 秋の陣	本市の祭りや全国各地に古くから伝承されている祭りおよび伝統芸能が一堂に会するイベントを実施する。友好都市である桃園市(台湾)や仁川広域市中区(韓国)等を招聘し、友好を深めるとともに市制70周年を共に盛り上げる。	観光プロモーション課
10月	日程未定	○			成田市制施行70周年記念誌の発行	成田市制施行70周年記念式典に配布する記念誌を作成する。また、市ホームページにも掲載を行う。	広報課
	日程未定	○			成田市制施行70周年記念PR動画	市制70周年を迎えた成田市の現在とこれまでの歴史を、映像と写真などで振り返る記録動画を制作して記念式典で上映し、資料として保存する。また、市公式YouTubeにて配信も行う。	広報課

月	日、曜日	区分			イベント等	概要	担当課
		特別	上乗せ	通常			
10月	上旬		○		成田スポーツフェスティバル	市民が進んでスポーツに親しみ、スポーツを通じて健康づくりに取り組めるよう、自由参加型のスポーツイベントを実施する。	スポーツ振興課
	中下旬		○		鉄道の日イベント	10月14日の鉄道の日を記念して、栗山公園にてミニSLの運行、キッチンカーの手配、ミニゲーム等のイベントを実施する。	公園緑地課
	中旬			○	成田弦まつり	参道に設置するステージにおける三味線などの弦楽器の演奏を中心として、「門前成田寄席」や「踊り」などの様々なイベントを実施する。	商工課
	中旬	○			さつまいも収穫祭	市民を対象としたさつまいもの収穫体験や、JAによる特産品及びアグリによる伝統料理のPR・販売、有機農業の販売。	農政課
	末頃			○	公民館まつり	市内13館の公民館サークルの日頃の成果の発表の場として、作品の展示・販売を実施する。	公民館
	～11月頃			○	NARITA花火大会in印旛沼	会場に流れるメロディーにあわせて、約8,000発の色とりどりの美しい花火が次々と打ち上げられる花火大会。	観光プロモーション課
	～11月頃			○	市民文化祭	市民に等しく発表する機会を提供し、文化芸術活動の推進を図るため、市内各会場において、展示、発表その他催し物を実施する。	文化国際課
11月	2日(土)	○			成田市制施行70周年記念式典	成田の歴史を振り返り、将来のさらなる飛躍を誓うとともに、市政に功績のあった方々の表彰を行う。	企画政策課
	2日(土)			○	友好都市記念式典への参加	成田市の友好都市を記念式典に招聘し、友好交流を推進する。	文化国際課
	上旬			○	成田POPラン大会	市民と全国のスポーツ愛好者の健康増進と親睦を図るマラソン大会。	スポーツ振興課
	下旬			○	産業まつり	成田市内の商工業製品、農林水産物等の展示及び即売、特別企画を実施する。	商工課
	～12月			○	成田市ゆかりのアーティスト等による展覧会	成田市にゆかりのあるアーティストを知っていただく機会を提供するため、展覧会を実施する。また、文化芸術振興事業として実施する様々な展覧会について、冠をつけて実施予定。	文化国際課
その他	1月～12月	○			ご当地ナンバープレート(市制70周年仕様)交付	市で登録を受付けてナンバープレートを交付している軽自動車税(種別割)対象車両のうち原動機付自転車について、ご当地ナンバープレート(市制70周年仕様)を作成し令和6年1月～12月の期間中希望者に交付する。	市民税課
	1月～12月(毎月)			○	成田菜市	新生成田市場が市民の皆様にも親しまれるとともに、農水産物及び加工品等の販売を促進し、場内事業者及び地域の生産者を支援することを目的としたイベントを実施する。	卸売市場

月	日、曜日	区分			イベント等	概要	担当課
		特別	上乗せ	通常			
	3月～12月(10回)		○		シリーズ成田市70年(広報なりた)	広報なりたにおいて、市制施行から現在までを振り返るミニ特集を連載する。	広報課
	8月、11月、12月			○	観光ふるさと推進事業	毎年8月に下総地区で開催される「下総ふるさとふれあい納涼まつり」、11月に大栄地区で開催される「大栄ふるさとふれあいまつり」、12月に成田ニュータウン地区で開催される「NARITAクリスマスマルシェ」を通じ、本市の観光振興を図る。	観光プロモーション課
未定	日程未定			○	広報なりた写真掲載企画	LoGoフォームなどで古い成田の写真を市民などから募集する。募集した写真を広報なりたに掲載し、市民参加型の特集として歴史を振り返る。	広報課
	日程未定	○			MY FAVORITE NARITA	JR成田駅構内に、市民や観光客が「成田のここが好き」を書くことができるボードを設置する。また、書いていただいた内容や実際に書いている様子を撮影し、記念誌または広報なりたに掲載する。	広報課 (JR成田駅)
	日程未定	○			動画で成田市のアピール合戦	高校生市内在住生の中・高・大学生のグループまたは個人に、60秒～90秒くらいの成田市のPR動画を作成してもらおう。投稿動画を市公式YouTubeで配信する。	広報課
	日程未定	○			うなりくんデザインポストおよびスターネーミング事業	うなりくん15周年と市制70周年を記念して、うなりくんをデザインしたポストを制作する。また、「うなり星」のスターネーミングを実施する。(クラウドファンディング)	観光プロモーション課
	日程未定	○			市制70周年記念ふるさと納税返礼品事業	市制70周年記念ふるさと納税返礼品として、事業者の協力のもと、期間限定のふるさと納税返礼品を追加する。	観光プロモーション課
	夏～秋頃	○			桃園市との野球交流大会	桃園市(台湾)の野球チームを招致し、野球を通して親睦を深めることを目的とした野球交流大会を開催する。	スポーツ振興課
	日程未定	○			サッカー交流会	元プロサッカー選手や監督、コーチ陣スタッフを招き、成田市内小学生を対象としたスポーツ交流・講話・座談会を実施する。	スポーツ振興課 (ANA)
	日程未定		○		成田市制施行70周年記念公演	市民に、魅力的で良質な文化芸術に触れる機会を提供するため、有名アーティストによるコンサートを実施する。	文化国際課
	秋頃		○		健康・福祉まつり	健康づくりに関する知識やノープライゼーション理念の普及、保健福祉に関する団体の紹介等を目的として、成田市保健福祉館を会場に実施する出し物や講演会。	健康増進課
	日程未定		○		図書館講座	市制70周年と図書館開館40周年を記念した文学講座及び市史講座を実施する。	図書館
	日程未定	○			ギネス世界記録に挑戦 成田祇園祭若者連 VS 航空機	NAAや航空会社、成田祇園祭若者連等に協力いただき、航空機の引き出しによるギネス世界記録に挑戦することで、市内の一体感の醸成や、「静」と「動」の頭を持つ成田市のPRに繋げる。	空港地域振興課
	日程未定	○			こども宇宙プロジェクト	こどもたちが書いたメッセージや笑顔写真などをモザイクアートにして、ロケットに搭載し国際宇宙ステーション(ISS)に打ち上げ、宇宙飛行士と共に宇宙旅行をする。併せてうなりくんをISSへ同行予定。	企画政策課

月	日、曜日	区分			イベント等	概要	担当課
		特別	上乗せ	通常			
	日程未定	○			駅前イルミネーション事業	市民や観光客等、幅広い利用が見込まれるJR成田駅参道口駅前広場において、市制70周年を記念したイルミネーションを設置することにより、市内外へ市制70周年を広く発信するための一助とする。	企画政策課
	日程未定	○			市民全員でギネス記録や新しい記録に挑戦	市民の一体感の醸成のため、ギネス記録への挑戦や、市民全員が市制70周年記念Tシャツを着用する日を設ける等の企画を検討する。	企画政策課
	日程未定	○			e-sports大会	幅広い世代から支持を集めるゲームを活用したトーナメント制の大会を開催する。	企画政策課 (イオンモール成田)
	日程未定	○			[ANA×成田市]児童・生徒向け 空港のお仕事体験教室	ANAグループ社員による業務紹介や、現場職員の業務を実体験、座談会等を実施する。	企画政策課 (ANA)

※ 塗りつぶしは、第2回成田市制施行70周年記念事業実行委員会(令和5年5月30日実施)にて未報告事業。

## 「成田市制施行70周年記念ロゴマーク」使用取扱要綱（案）

## （趣旨）

第1条 この要綱は、「成田市制施行70周年記念ロゴマーク」（以下「ロゴマーク」という。）を適正に使用するにあたり必要な事項を定めるものとする。また、ロゴマークは別記のとおりとする。

## （使用の申請）

第2条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、成田市制施行70周年記念ロゴマーク使用許可申請書（別記第1号様式）に必要な書類を添えて、成田市制施行70周年記念事業実行委員会会長（以下「会長」という。）に申請しなければならない。

2 会長は、前項の規定による申請について、必要があると判断したときは、申請者に対し書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。

3 第1項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、会長の許可を要しない。

- （1） 成田市が使用するとき。
- （2） 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が教育の目的で使用するとき。
- （3） 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。

## （使用の制限）

第3条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用を許可しないものとする。

- （1） 成田市の信用又は品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- （2） 成田市観光キャラクター「うなりくん」のイメージを損なうおそれがあるとき。
- （3） 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- （4） 特定の個人、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- （5） 別に定める成田市制施行70周年記念ロゴマークガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に従って使用しない又は使用しないおそれがあるとき。
- （6） 成田市制施行70周年記念事業を推進するうえで、支障が生ずるおそれがあるとき。
- （7） 前各号に掲げるもののほか、ロゴマークの使用が不適當であるとき。

(使用の許可)

第4条 会長は、第2条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、使用を許可するときは成田市制施行70周年記念ロゴマーク使用許可通知書(別記第2号様式)により、却下するときは成田市制施行70周年記念ロゴマーク使用却下通知書(別記第3号様式)により申請者に通知するものとする。

2 会長は、前項の許可をする場合は、条件を付することができる。

(使用の期間)

第5条 ロゴマークの使用許可の期間は、使用を許可した日から令和6年12月31日までを限度とする。ただし、会長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(変更申請等)

第6条 第4条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用の許可を受けた事項を変更しようとするときは、成田市制施行70周年記念ロゴマーク使用変更申請書(別記第4号様式)に変更に係る書類を添えて、会長に申請しなければならない。

2 会長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、使用の変更を許可するときは成田市制施行70周年記念ロゴマーク使用変更許可通知書(別記第5号様式)により、却下するときは成田市制施行70周年記念ロゴマーク使用変更却下通知書(別記第6号様式)により使用者に通知するものとする。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の許可を得た用途にのみ使用し、会長が付した条件に従うこと。
- (2) 使用の許可によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) ロゴマークを使用し、商標法による商標登録、意匠法(昭和34年法律125号)による意匠登録等を行うことにより、自己の権利を新たに設定若しくは登録し、又は著作権に関する自己の権利を主張しないこと。
- (4) ガイドラインに基づき正しく使用すること。
- (5) ロゴマークを使用して作成した最終成果物を会長に提出すること。ただし、提出が困難と認められるものについては、最終成果物の確認ができるものをもって代えることができる。
- (6) 会長から要請があった場合は、ロゴマークの使用実態を報告すること。



- (7) 事故、知的財産権の侵害等、ロゴマークの使用に起因する問題が発生しないよう、事前調査を含め使用者の責任をもって万全の配慮を行うこと。
- (8) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）その他各種法令を遵守すること。

#### （使用の許可の取消し）

第8条 会長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき又は違反することが判明したとき。
  - (2) 偽りその他不正な手段により、使用の許可を受けたとき。
  - (3) 前各号に掲げるもののほか、不相当と認めるとき。
- 2 会長は、前項の規定による取消しをしたときは、使用者に成田市制施行70周年記念ロゴマーク使用許可取消通知書（別記第7号様式）により通知するものとする。
- 3 第1項の規定により使用の許可を取り消された者（以下「許可取消者」という。）は、前項の通知があった日以降、当該使用の許可を受けて作成した最終成果物の使用、配布、掲示、販売等をしてはならない。
- 4 許可取消者は、会長から最終成果物の回収の指示があったときは、当該許可取消者の負担でこれを行わなければならない。
- 5 第1項の規定による取消しにより生じた損失等について、会長は一切の責任を負わない。

#### （使用料）

第9条 ロゴマークの使用料は、無償とする。

#### （使用に起因する問題）

第10条 使用者は、ロゴマークの使用に起因する問題が生じたときは、使用者の責任をもって速やかに対処するものとし、会長は損害賠償、損失補償等の一切の責任を負わない。

#### （損害賠償）

第11条 使用者は、ロゴマークの使用に起因する問題により成田市制施行70周年記念事業実行委員会または成田市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月23日から施行する。

別記（第1条関係）成田市制施行70周年記念ロゴマーク



第1号様式（第2条第1項関係）

成田市制施行70周年記念ロゴマーク使用許可申請書

年 月 日

成田市制施行70周年記念事業  
実行委員会会長 宛

<申請者>

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

成田市制施行70周年記念ロゴマークを使用したいので、下記のとおり申請します。

記

使用対象物品 又はサービス	※商品名等
使用方法	※種類・名称・規格等を記入
目的	
場所	
数量	
期間	年 月 日～ 年 月 日
有償・無償の別	有償（売価 円/税込）・無償

担 当 責 任 者 ( 連 絡 先 )	担当者名： 電話番号： メールアドレス：
添 付 書 類	(1) 使用イメージがわかるもの (2) 会社概要（申請者が法人の場合のみ） (3) 使用対象物が営業行為で食品衛生法（昭和22年12月24日法律第233号）第52条の規定による許可を受けなければならない場合は、当該規定による許可を証する書類（食品営業許可証）の写し (4) その他参考となるもの
備 考	

第2号様式（第4条第1項関係）

年 月 日

成田市制施行70周年記念ロゴマーク使用許可通知書

様

成田市制施行70周年記念事業  
実行委員会 会長

年 月 日付けで申請があった、成田市制施行70周年記念ロゴマークの使用について、下記の条件を付して許可します。

記

使用対象物品 又はサービス	
使用方法	
目的	
場所	
数量	
期間	年 月 日～ 年 月 日
使用許可番号	No.
その他	

第3号様式（第4条第1項関係）

年 月 日

成田市制施行70周年記念ロゴマーク使用却下通知書

様

成田市制施行70周年記念事業  
実行委員会 会長

年 月 日付けで申請があった、成田市制施行70周年記念ロゴマークの使用について、下記の理由により却下としましたので通知します。

記

（却下対象物）

（却下の理由）

第4号様式（第6条第1項）

成田市制施行70周年記念ロゴマーク使用変更申請書

年 月 日

成田市制施行70周年記念事業  
実行委員会会長 宛

<申請者>

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

年 月 日付けで許可を受けました、成田市制施行70周年記念ロゴマークの使用内容を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

使用許可番号	No.
使用対象物品 又はサービス	※商品名等
変更内容	
変更理由	
添付書類	変更が確認できる資料
備考	



第5号様式（第6条第2項関係）

年 月 日

成田市制施行70周年記念ロゴマーク使用変更許可通知書

様

成田市制施行70周年記念事業  
実行委員会 会長

年 月 日付けで申請があった、成田市制施行70周年記念ロゴマークの使用変更  
について、下記の条件を付して許可します。

記

使用許可番号	
使用対象物品 又はサービス	
変更内容	
その他	

第6号様式（第6条第2項関係）

年 月 日

成田市制施行70周年記念ロゴマーク使用変更却下通知書

様

成田市制施行70周年記念事業  
実行委員会 会長

年 月 日付けで申請があった、成田市制施行70周年記念ロゴマークの使用変更について、下記の理由により却下としましたので通知します。

記

（却下対象物）

（却下の理由）

第7号様式（第8条第2項関係）

年 月 日

成田市制施行70周年記念ロゴマーク使用許可取消通知書

様

成田市制施行70周年記念事業  
実行委員会 会長

年 月 日付け（使用許可番号No. ）で許可した、成田市制施行70周年記念ロゴマークの使用について、下記の理由により許可を取り消します。

記

（取消対象物）

（取消の理由）

成田市制施行70周年記念  
ロゴマークガイドライン(案)





「飛躍」をテーマに、機能強化が進む成田国際空港をイメージできる、飛行機としての「うなりくん」をメインモチーフとしました。

また、70周年の「7」をより象徴的に表現するため、「7色の虹」をメインロゴの中に組み込みました。

「虹」が世界との懸け橋という意味合いであると同時に、多様性や共生社会をイメージするものにもなっていることを鑑み、多くの人を訪れる成田市に相応しいモチーフとしてアピールするものです。

### ■ 成田市制施行70周年記念事業

昭和29年に「成田市」としてスタートし、令和6年3月31日に市制施行70周年を迎えます。

市では、節目となる年を祝うとともに、令和6年中に各種記念事業を展開してまいります。

### ■ うなりくん

2009年、うなり星から成田市にやってきました。

偶然にも、成田にちなんだ『飛行機』と『うなぎ』を組み合わせた姿であったことから、成田市特別観光大使に任命されました。

名前も『うなぎ』と『なりた』で『うなりくん』日々、成田市のPR活動に励んでいます。

「ぼくもいっしょに70周年を盛り上げるよ！うな。」



## ■ 基本形

基本形は図1のとおり縦長ですが、データでは、図2のように白い背景を含んでいます。

使用の際は、必ずこの背景があることを前提に、利用してください。

【図1】



【図2】



このラインまで白の指定があります。  
(ラインは説明用のもので本データにはありません)

## ■ 基本形が利用できない場合

印刷物等の特性により、  
基本形が利用できない場合に限り、  
その比率に合わせた再構成が可能です。

\*【例1・例2】を参照

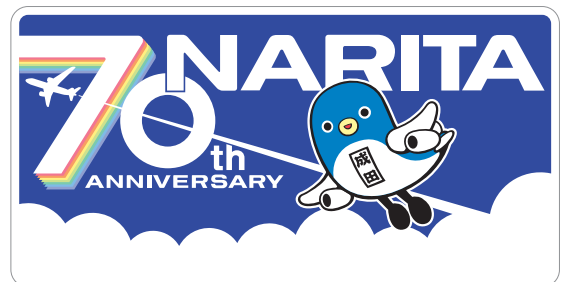
ただし、使用者による再構成はできません。  
比率変更をお問い合わせのうえ、  
必ず、成田市制施行70周年記念事業実行委員会から  
提供されるデータを利用してください。

またその場合でも、  
基本形と同じく白い背景があることを前提に、  
利用してください。

【例1】正方形



【例2】横長



# 印刷で使用する場合のマニュアル

■ 印刷用データ（カラー）AI形式 CMYK



■ 印刷用データ（モノクロ）AI形式 K



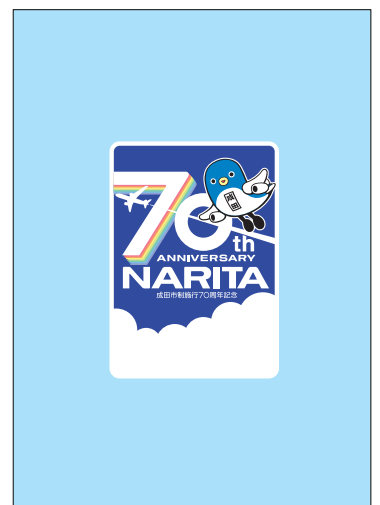
ファイルデータを縮小・拡大して使用してください。  
グループ解除や色の変更はしないでください。

- このラインまで白の指定があります。  
(ラインは説明用のもので本データにはありません)

【使用例1】



【使用例2】



## WEBで使用する場合のマニュアル

■ WEB用データ PNG形式 RGB



ファイルサイズは1190×1664 pixelです。  
原寸もしくは縮小のみで、使用してください。  
これより大きいサイズに拡大しての使用はできません。

添付ファイルよりも大きいサイズが必要な場合は、  
そのデータを用意しますので、お問い合わせください。

RGBからCMYKへモード変換しての使用はできません。

● このラインまで白の指定があります。  
(ラインは説明用のもので本データにはありません)

【使用例】





## 禁止事項

**NG** 比率を変えて拡大縮小  
しないでください



**NG** 背景の白を取らないで  
ください



**NG** データの色を変更  
しないでください



**NG** ロゴマーク上に別の文字や  
イラストを加えないでください



**NG** 背景の白の指定部分に  
文字を入れないでください



データで白がある範囲



その他、使用にあたり不明な点がございましたら、お問合せください

- ロゴマークを使用する場合には、あらかじめ申請が必要です。  
使用取扱要綱およびガイドラインをご確認のうえ、申請をお願いします。
- 報道機関が報道又は広報の目的で使用する場合や、  
家庭内等で楽しむために使用する場合等には、申請の必要はありません。

### 申請から承認までの流れ

- 1 使用許可申請書の提出（※）【申請者→成田市制施行70周年記念事業実行委員会】  
▼
- 2 使用許可通知書の送付【実行委員会→申請者】  
▼
- 3 製品等の制作【申請者】  
▼
- 4 成果品の提出【申請者→実行委員会】  
▼
- 5 成果報告書の提出【申請者→実行委員会】

※ 申請書の提出にあたっては、使用イメージがわかるものや、会社概要等の参考資料をあわせてご提出ください。

### 申請・お問合せ先

成田市制施行70周年記念事業実行委員会事務局

（成田市企画政策部企画政策課内）

〒286-8585

千葉県成田市花崎町760番地

メールアドレス：kikaku@city.narita.chiba.jp

電話番号：0476-20-1500（8：30～17：15／土休日及び年末年始を除く。）

持参、郵送、電子メール、又は次の申請フォームよりご申請をお願いします。

申請 <https://logoform.jp/form/kR3j/349219>

変更 <https://logoform.jp/form/kR3j/349332>